

あま市権利擁護センターを開所します

あま市権利擁護センターとは

あま市権利擁護センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でない状態となり、ご自身で契約などの法律行為における意思決定が難しい方の暮らしや財産などの権利を守るため、成年後見制度の利用の促進を中心とした、専門的な相談支援を行います。

あま市権利擁護センターの開所日

あま市権利擁護センターは4月1日(木)に甚目寺庁舎1階の社会福祉課に設置しました。

開所日は7月1日(木)です。

支援の内容

<相談>

- ・成年後見制度を知りたい、利用を検討したいなど、ご本人やご家族・ご親族からの相談をお受けします。
- ・ケアマネジャーや相談支援専門員などの支援者からの相談もお受けします。



<広報・啓発>

- ・成年後見制度への理解を深められるよう、制度に関する情報を発信します。
- ・より広く成年後見制度を周知できるよう、講演会や研修会などを開催し、普及啓発に努めます。

<審判申立て支援>

- ・成年後見制度を利用するには家庭裁判所に審判申立てする必要があります。
- ・審判申立ての方法や必要書類等をご案内し、手続きを支援します。

<チーム支援>

- ・ご本人に成年後見人等が選任されたあと、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、ご本人を中心に支援するチームをつくり、支援者同士が連携できるよう支援します。

あま市権利擁護センターの場所

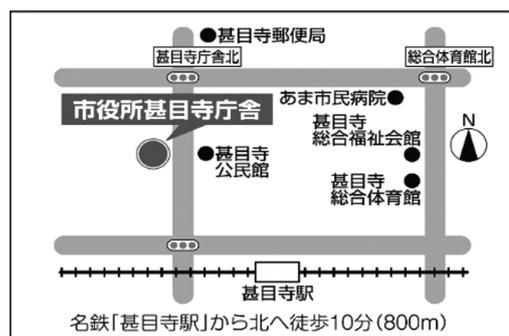
あま市役所 甚目寺庁舎 1階

5番窓口 社会福祉課

☎444・3135

FAX443・3555

※ご相談は窓口やお電話でお受けするほか、訪問による面談も行います。(秘密は厳守します)



虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) ※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分

高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課) (夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX番号 443・3555(共通)